

京都東山ロータリークラブ規約改定（案）

現状の運営と合致していないと思われる部分2か所の修正です。

あと、メーキャップについては、2019年のRIの変更で年度内が有効となった際に委員長は、当クラブは採用しないとおっしゃってたと思います。

その場合ですと、下記に書いている通り、定款は変更できないため細則にメーキャップ期限を前後2週間とするのであれば細則に新たに条文を追加しなければなりません。まだ、メーキャップについては、理事会では審議しておりませんので、規定審議委員会としての提言をいただければと思います。

委員会として集まりにくい状況かと思いますが、出来ましたら4月6日の理事会に委員会からの答申をいただければ有難いです。

宜しくお願い致します。

	現行	改正案
細則 第4条	第2節 本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。	第2節 本クラブの例会は火曜日12時30分に開催するものとする。
	第5節 定例理事会は毎月第1火曜日に開催されるものとする。	第5節 定例理事会は毎月1回火曜日に開催されるものとする。
メーキャップについて	定款第10条のメーキャップ規定を変更するのであれば、基本的に定款は改正できないので、細則に盛り込む必要がある。 もし、以前のように前後の2週間とするのであれば、その旨を細則に明記しなければならない。	

（松原ガバナーの見解）

定款は、RIが定めたものを和訳した標準定款を日本の全クラブが用いるものである。定款は、クラブ独自に改正出来るものではなく、RIが改正するものである。

そのうえで、下記の条項については、独自にルールを定めることが認められているので、必要な場合、細則に明記する必要がある。

「第7条-会合の第1節-例会」

「第8条-会員身分の第2節-種類」

「第8条-会員身分の第4節-衛星クラブの会員」

「第8条-会員身分の第5節-二重会員の禁止」

「第8条-会員身分の第6節-名誉会員」

「第10条-出席」

「第13条-会員身分の存続の第4節-終結-欠席」

中村（弘）規定審議委員長からの回答

メーキャップについての規定は、京都クラブや東クラブは細則に前後14日間という文言を入れているようです。

これについては、一度会員の意見を聞く機会を設け、決めていきたいと思っております。

細則第4条の文言の修正についても、それと同時に変更が必要であれば変更したい。他にも修正箇所が出てくる可能性も

踏まえ、時間的に今年度では難しいので次年度へ引き継いでの継続審議として欲しい。